

章	項目	ページ	該当部分	意見
全体	全体	全体	全体	<ul style="list-style-type: none"> 通信サービスにおける、苦情増加に鑑み今回の改正においては、電気通信事業法に特定商取引法と同等レベルの消費者保護規定を導入すること。
1章	2. 2 書面交付 2. 2. 2. 考え方	8	利用者の自発的な意思がきちんと確認できるよう、一定の担保を行うことが適当であると考えられる。	<p>利用者の自発的な意思がきちんと確認できるよう、書面等により一定の担保を行うことが適当であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「書面等により」を盛り込むべきである。
	2. 3 広告表示 2. 3. 2. 考え方	9	「広告自主基準」遵守のチェックの状況や、景表法に基づく調査権限を総務省が行使することが可能となったことも踏まえ、電気通信事業法及び景表法に基づく（略）	<p>「広告自主基準」遵守のチェックの状況や、景表法に基づく調査権限を総務省が行使することが可能となったことも踏まえ、「<u>広告表示アドバイザー委員会</u>」による<u>広告自主基準のチェック体制の強化や、電気通信事業法及び（略）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「<u>広告表示アドバイザー委員会</u>」による<u>広告自主基準のチェック体制の強化や</u>」を盛り込むべきである。
	3. 1 禁止行為・取り消しルール 3. 1. 2 考え方	11	このため提供条件の説明が必要とされる事項のうち（略）その上で、事業者による当該禁止行為違反といった一定の行為により利用者が誤認した場合の取消について検討することが適当である。	<p>このため提供条件の説明が必要とされる事項のうち（略）その上で、事業者による当該禁止行為違反といった一定の行為により利用者が誤認した場合の取消について<u>制度化</u>することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討することが適当であることを修正し、<u>制度化</u>することが適当であるとすべきである。

<記載要領>

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・「ページ」欄は、該当部分の先頭ページを必ず御記入ください。
- ・「項目」欄は、上記例示にならない、必ず御記入ください。細項目については、更に欄を分けて御記入ください。
- ・「該当部分」欄は、御意見の対象となる記述を引用してください。「意見」欄は御意見の具体的内容を記述してください。

章	項目	ページ	該当部分	意見
1章	3. 1 禁止行為・取り消しルール 3. 1. 2 考え方	1 1	また、電気通信サービスの提供に係る契約の勧誘において（略）その上で、事業者による当該禁止行為違反といった一定の行為により利用者が誤認した場合の取消について検討することが適当である。	また、電気通信サービスの提供に係る契約の勧誘において（略）その上で、事業者による当該禁止行為違反といった一定の行為により利用者が誤認した場合の取消について <u>制度化</u> することが適当である。 ・検討することが適当であることを修正し、 <u>制度化</u> することが適当であるとすべきである。
	3. 2 初期契約解除ルール	1 2	<u>初期契約解除ルール</u>	「初期契約解除ルール」の名称を修正し「 <u>クーリング・オフ（制度）</u> 」とすべきである。 ・「初期契約解除ルール」は、難解で具体的なイメージがわからないので、特定商取引法等で、消費者になじみのある「 <u>クーリング・オフ（制度）</u> 」とすべきである。
	3. 2. 1 導入の必要性 3. 2. 1. 2 考え方	1 4	1 4 ページ全体。	サービスの利用を可能とするために工事が必要となるサービスについては（略）工事費の負担や原状復帰が必要となり、（略）異なる取り扱いを検討することが適当である等、の表記については特定商取引法のクーリング・オフの趣旨に反しており消費者保護の視点が後退している。 ・1 4 ページ全体の考え方については、特定商取引法のクーリング・オフ制度と同等レベルの消費者保護規定を盛り込み制度化すべきである。

＜記載要領＞

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・「ページ」欄は、該当部分の先頭ページを必ず御記入ください。
- ・「項目」欄は、上記例示にならい、必ず御記入ください。細項目については、更に欄を分けて御記入ください。
- ・「該当部分」欄は、御意見の対象となる記述を引用してください。「意見」欄は御意見の具体的内容を記述してください。

章	項目	ページ	該当部分	意見
1章	4. 1 再勧誘禁止 4. 1. 3. 2 考え方	27	また、再勧誘禁止の適用対象については、取引類型ごとに検討し、利用者が受動的な立場に置かれ、執拗な勧誘により、不本意な契約を締結させられてしまう可能性が高い販売勧誘形態（訪問販売・電話勧誘販売）を念頭に検討することが適当であると考えられる。	また、再勧誘禁止の適用対象については、取引類型ごとに検討し、利用者が受動的な立場に置かれ、執拗な勧誘により、不本意な契約を締結させられてしまう可能性が高い販売勧誘形態（訪問販売・電話勧誘販売）はもちろん、その他の類型についても消費者保護を念頭に検討することが適当であると考えられる。 ・「もちろん、その他の類型についても消費者保護を」を盛り込むべきである。
	4. 1. 5. 2 考え方	29	意思表示から合理的期間が経過する等の一定の場合については、電気通信事業者及び代理店からの勧誘を認めることが適当であると考えられる。	意思表示から合理的期間が経過する等の一定の場合については、電気通信事業者及び代理店からの勧誘を認めることが適当との意見もあるが、合理的期間の検討等、課題もあり、今後消費者保護の視点で慎重に検討する必要がある。 ・「との意見もあるが、合理的期間の検討等、課題もあり、今後消費者保護の視点で慎重に検討する必要がある。」を盛り込むべきである
	4. 2 代理店監督制度 4. 2. 2. 2 考え方	31	②その上で、苦情・相談の実情等を踏まえ、必要な場合には、代理店に対しても（略）	②その上で、苦情・相談の実情等を踏まえ、必要な場合には、代理店に対しても（略） ・「必要な場合には」を削除すべきである。

<記載要領>

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・「ページ」欄は、該当部分の先頭ページを必ず御記入ください。
- ・「項目」欄は、上記例示にならい、必ず御記入ください。細項目については、更に欄を分けて御記入ください。
- ・「該当部分」欄は、御意見の対象となる記述を引用してください。「意見」欄は御意見の具体的内容を記述してください。